

とー ゆー つう しん 第6号

to-U通信

(発行) いわき市 都市復興推進課

一段と暖かさも増し、日中は汗ばむほどの陽気となっていますが、皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、薄磯震災復興土地区画整理事業につきましては、去る2月20日に認可を受けたとところであります。このことにより、皆様の土地の権利関係の作業（換地先や売買契約など）を進めるとともに、早期復興に向けて目に見える形で現場での工事関係を進めていきます。

工事施工承諾について

事業区域内に建付地以外の土地を所有または管理されている方を対象に、一日も早い工事着手・完成を目的とした「工事施工承諾書」を送付させていただいております。

被災家屋の基礎撤去など、現段階で施工が可能なものから早期に工事に取り掛かりたいと考えています。

施工承諾書はご記入後に返送をお願いしておりますが、なにとぞ薄磯地区の早期復興に向けた取り組みに、ご協力くださいますようお願いいたします。

※ 施工承諾は皆様の土地での工事施工について協力をいただくものであり、決して土地の権利が失われるものではありません。

ご不明な点はお問い合わせください。



土質調査の実施について

事業区域内（高台予定地・平場宅地予定地・防災緑地予定地など）において土質調査を行っています。

土質調査は、今後の工事において必要な地盤の強度や地下水位等について調査をします。地区内での作業になりますが、今後の造成工事において欠かせない調査のため、ご理解の程よろしく願いいたします。

※ 詳細については別途通知をお送りしていますが、ご不明な点はお問い合わせください。



モノレールで資材を運搬します。



調査箇所の状況。

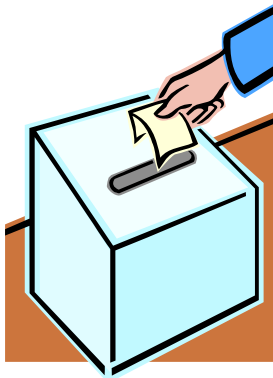
土地の地積が確定しました

to-U 通信第5号でお知らせをしていた、土地の地積の実測確認申請の受付期間が終了しました。これを受け、土地区画整理事業での換地を定めるときの基準となる土地の面積（**基準地積**）が確定しました。

今後はこの**基準地積**をもとに、皆様の換地が定まっていきます。



土地区画整理審議会について



「土地区画整理審議会」とは、施行地区内の権利者の意見が事業に反映され、公正に執行されるのを確保するため、施行者の代表機関として、土地区画整理事業ごとに設けられる組織です。

審議会の委員は、施行地区内の**土地所有者**、**借地権者**から選挙で選ばれた方と市長が選任する**学識経験者**で構成されます。

土地の権利者の方から選挙で選ぶ委員の数は8名を予定しており、選挙日程が決まり次第、その事務の進め方等については改めてお知らせします。

借地権の申告について

to-U 通信第2号、第5号でもお知らせをしましたが、借地権をお持ちの方は選挙権・被選挙権を得ることができます。

まだ申告がお済みでない方は、お早めに申告をお願いいたします。

事業を担当する係名が変わりました！

本年4月より薄磯震災復興土地区画整理事業を担当する係の名称が「市街地整備係」から「えんがいきふっこうすいしんだい**沿岸域復興推進第一係**」へ変わりました。これまで以上に地区の皆様の力になれるよう取り組んでいきます。

少し長い名前になりますが、よろしくお願ひします。

お問い合わせ先

いわき市 都市建設部都市復興推進課 沿岸域復興推進第一係
(市役所6階)

TEL 0246-22-1138/FAX 0246-22-7567